

# 災害復旧に関する覚書

志布志市

九州電力株式会社 鹿屋営業所

# 志布志市地区災害復旧に関する覚書

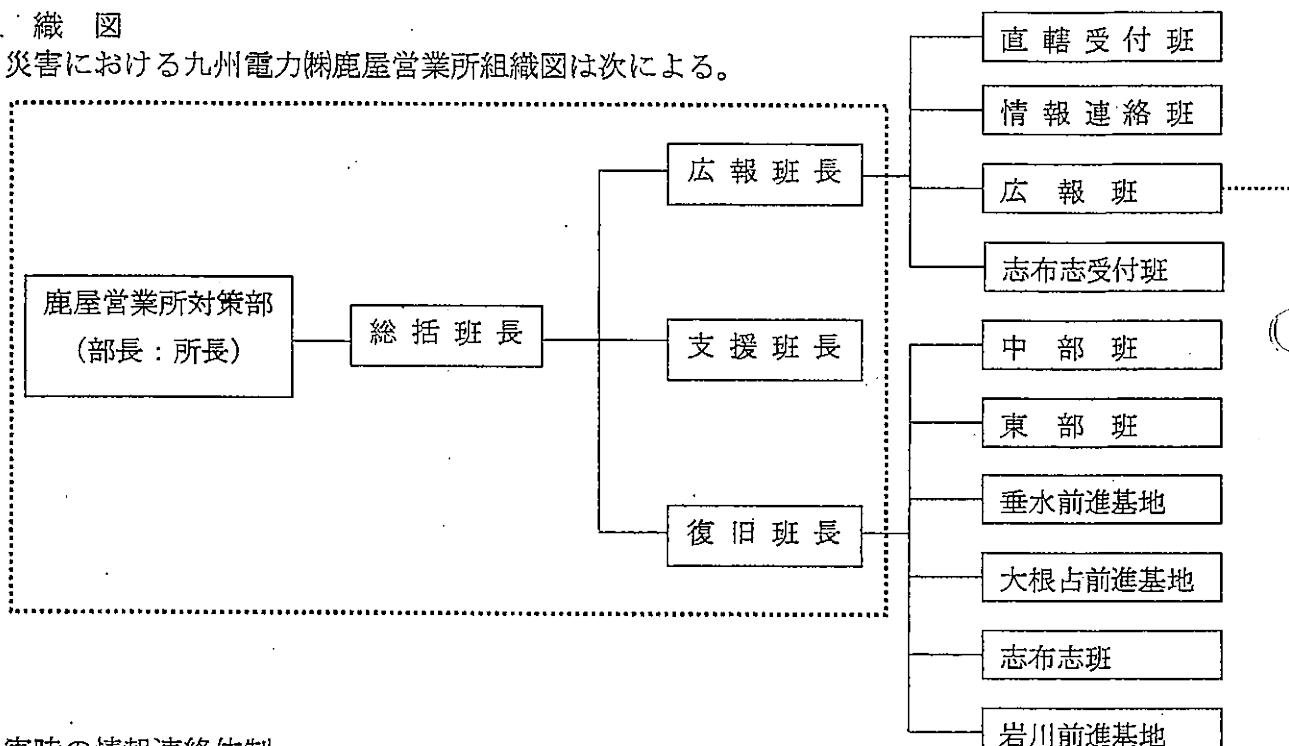
志布志市（以下「甲」という）と九州電力㈱鹿屋営業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

## 1 目的

甲と乙は災害発生時には、防災情報の収集、提供等情報連絡を密にするとともに、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち電力施設の円滑な復旧を図るものとする。

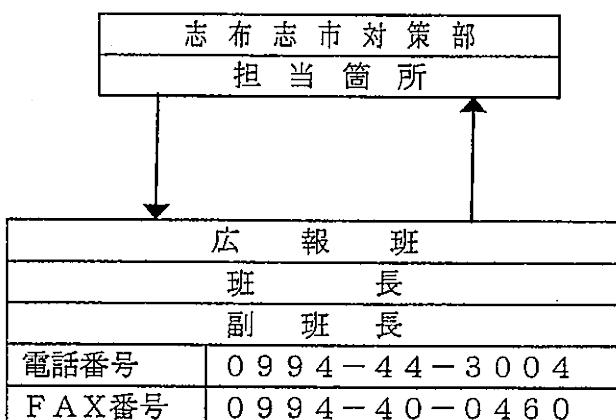
## 2 組織図

(1) 災害における九州電力㈱鹿屋営業所組織図は次による。



## 3 災害時の情報連絡体制

(1) 情報連絡ルート



(注) 電話番号については、関係者以外に公表しないこと。

## (2) 情報連絡内容

情報連絡時期	九州電力→志布志市	志布志市→九州電力
台風襲来前	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 防災無線での周知広報協力依頼</li><li>○ 問合せ先のお知らせ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 道路状況（交通規制等）</li></ul>
対策部設置	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 対策部設置のお知らせ</li></ul>	

情報連絡時期	九州電力→志布志市	志布志市→九州電力
停電発生初期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ お詫び</li> <li>○ 停電状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路状況（通行止め）</li> </ul>
復旧作業 中期～終盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ お詫び</li> <li>○ 停電状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電柱倒壊・電線断線等 電力設備被害状況</li> </ul>

#### 4 災害発生時の復旧要員の受け入れ等

被害が大規模の場合は被害規模に応じて応援者を受入れるが、乙は甲に下記事項について協力を依頼する事がある。

##### (1) 駐車場宿泊箇所等の手配

- a 応援者の駐車場宿泊箇所は乙で確保するが、大規模災害で多くの車両及び復旧要員を動員した場合は甲に協力を依頼する場合がある。
- b 復旧工事車両や高圧（低圧）発電機車等の集結基地として「志布志市役所前広場」他公営施設等の駐車場及び会議室の借用を依頼する場合がある。

##### (2) 炊出しの手配

- a 復旧要員の食事の手配は乙で確保するが、乙で確保が困難な場合は、甲に施設の提供等協力を依頼する場合がある。

##### (3) 運送手段の確保

- a 道路決壊等で陸路が遮断されて航空機または船舶による輸送が必要となった場合は下記について甲に協力を依頼する場合がある。
  - ・ ヘリポートの開設
  - ・ 志布志港への船の接岸
- b 電力設備復旧に支障のある道路障害については甲に対し優先復旧を依頼する。

#### 5 災害発生時の復旧要員の甲の受け入れ施設

（駐車場）

施設名	所在地	収容可能台数	電話番号
志布志市役所前広場	志布志市有明町野井倉 1742-2	150台	099-474-1111
志布志市文化会館駐車場	志布志市志布志町志布志 2238	200台	099-472-3050
松山支所駐車場	志布志市松山町新橋 268	100台	099-487-2111
曾於地域公設地方卸売市場駐車場※	志布志市志布志町帖 3674-1	100台	099-473-1133

※は、曾於地域公設地方卸売市場管理組合所有地

（宿泊所）

施設名	所在地	収容可能人員	電話番号
志布志市市民センター	志布志市有明町野井倉 1767	100人	099-474-0310
志布志市文化会館	志布志市志布志町志布志 2238	200人	099-472-3050
新橋地区公民館	志布志市松山町新橋 268	80人	099-487-2001
志布志市老人福祉センター	〃	200人	〃

## 6 復旧作業

### (1) 復旧の考え方

- a 病院、上水道、放送通信、行政、警察等住民生活に重大な影響を及ぼす施設への送電を優先して復旧する。
- b 道路遮断等で交通支障になる電柱および電線の除去は優先して行う。

### (2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

- a 配電設備の復旧に長時間要する場合で発電機車による緊急送電の必要がある場合は設置箇所及び優先順位について甲と乙で協議する。

### (3) 復旧作業の考え方

- a 災害時の復旧作業は早期送電をはかるため全て応急復旧工法とする。
- b 送電後可能な限り速やかに本復旧を行う。

## 7 広報

### (1) 平常時の広報

- a 災害による断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を要請する。

### (2) 災害が予想される場合の広報

- a 台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が要請する。（感電事故防止等）
- b 情報連絡内容は3-(2)による

### (3) 災害時の広報

- a 災害時には甲の広報手段により必要に応じ次の広報を乙が要請する。（感電事故防止、電力施設の被害、停電状況、復旧見込み等）
- b 情報連絡内容は3-(2)による

## 8 費用の負担

- (1) 復旧人員の雇用、車両機材の借用及び炊出し等の費用については乙の負担とする。費用の算定は乙の規定によるものとする。

## 9 協力の範囲について

- (1) 各項に記された甲に依頼する協力とは甲の災害時の実績を考慮した実施可能な範囲での協力とする。（各項に同じ）

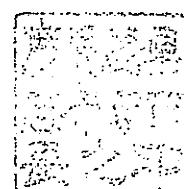
## 10 その他

- (1) この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は甲・乙協議の上決定するものとする。
- (2) この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年11月25日

甲 住 所 志布志市有明町野井倉1756  
志布志市長

本 田 修 一



乙 住 所 鹿屋市札元2丁目3792-5  
九州電力株式会社鹿屋営業所 所長 瀬戸口 達郎

